

石川県保険者協議会設置運営規程

(目的)

第1条 石川県保険者協議会（以下「協議会」という。）は、石川県内の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者及び都道府県後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図るとともに、石川県医療費適正化計画の策定または変更、同計画の実施についての石川県への協力、石川県医療計画の策定または変更にあたっての意見提出等を行うことを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
- (2) 保険者に対する必要な助言または援助
- (3) 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析
- (4) 医療費適正化計画の策定及び変更に関し、保険者協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- (5) 医療費適正化計画の実施についての石川県への協力
- (6) 医療計画の策定変更に関し、保険者協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出

(構成)

第3条 協議会は、石川県内の次の区分からの推薦による委員をもって構成する。

- | | |
|---|----|
| (1) 石川県を代表する者 | 2名 |
| (2) 健康保険組合連合会支部等を代表する者 | 3名 |
| (3) 全国健康保険協会石川支部を代表する者 | 3名 |
| (4) 国民健康保険の保険者たる市町及び石川県医師国民健康保険組合を代表する者 | 5名 |
| (5) 国民健康保険団体連合会を代表する者 | 1名 |
| (6) 共済組合支部を代表する者 | 1名 |
| (7) 後期高齢者医療広域連合を代表する者 | 1名 |

2 協議会は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び栄養士会を代表する者、学識経験者並びに企業及び大学等の関係者等の参画及び助言を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、第3条に掲げている区分の組織が推薦書を提出し、推薦された委員が従前の職務を行い、任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 協議会には、会長1名、副会長2名及び監事1名を置くこととし、委員の中から互選する。

2 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

4 監事は会計監査及び業務執行状況を監査し、定期的に監査報告を行う。

5 会長、副会長、監事が任期途中で退職又は辞任した場合は、互選に関わらず後任者が従前の職務を行うものとする。また、任期が満了した場合は、後任者が就任するまでは、任期が満了したと同時に退職した者以外については、前任者が従前の職務を行うものとする。退職者の職務については、会長又は副会長がその職務を行うものとする。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が召集し、会長が座長となる。

(作業部会の設置)

第7条 協議会には、第2条の具体的実施の検討を行うため、作業部会を設置する。

2 作業部会は、協議会から付託された事項について調査審議し、その結果を協議会に報告する。

3 前項の定めるもののほか、作業部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(議事)

第8条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(費用の負担)

第9条 第2条に掲げる事業実施に要する費用については、協議会を構成する関係者が応分に負担する。

(事務局)

第10条 協議会の事務は、石川県及び石川県国民健康保険団体連合会が処理する。

2 事務局に関し必要事項は、会長が別に定める。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年7月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年6月18日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 第9条に定める経費については、国から助成を受けられる間については、当該助成額を控除して得た額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第9条に定める経費については、国から受ける助成額を控除して得た額とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年1月29日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定及び次項の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 石川県保険者協議会設置運営規程の一部を改正する規程（平成28年2月29日決定）の附則の一部を次のように改正する。
附則第2項中「助成を受けられる間については、当該」を「受ける」に改める。